

## ■1年生が道徳の時間にいじめについて考えました

9月1日(金)、1年生が道徳の授業で「いじめ問題」を扱った教材をもとに、「いじめ」や、「公正・公平・社会正義」について学習を深めました。教材として用いたのは道徳の教科書に掲載されている『いじめっ子の気持ち』。この教材はいじめ問題に対する作者の考えが書かれており、いじめる側の心理やいじめの問題点が分かりやすい文章で書かれています。

1年生は授業の中でいじめの定義や構造についても学習しましたが、この機会にいじめについてYURISMを通じてみんなで共有しておきます。

### □法といじめ

いじめはしてはいけない行為であることは、皆が分かっていることです。いじめは人の心身を傷つけ、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせる事にもつながる行為だからです。このようにいじめによって子どもたちの生命や尊厳が脅かされることを防ぐために、「いじめ防止対策推進法」という法律ができました。この法律では、いじめの定義が定められており、いじめの禁止、関係機関の責務等が示されています。同法に記載されている内容について、一部抜粋します。

#### ➤ いじめの定義(第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

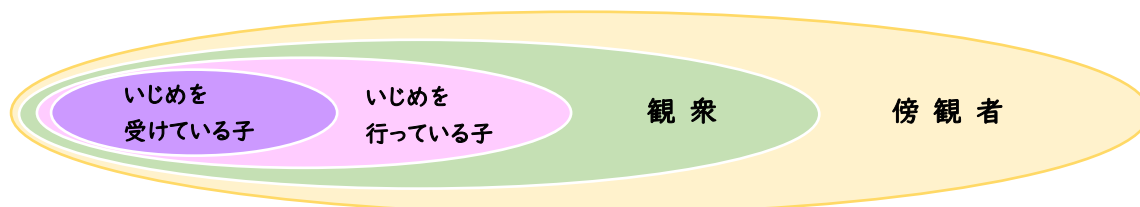
#### ➤ いじめの禁止(第4条)

児童等は、いじめを行ってはならない。

上記のように、いじめは法によって明確に禁止されているのです。また、法によるいじめの定義は、端的に言えば、「その行為をされた者が心身の苦痛を感じれば、それはいじめである」ということです。そこには「繰り返し」、「一方的に」、「集団で」などという縛りはありません。自分に悪意がなくても結果として相手を傷つけることをしてしまうと、いじめに該当する可能性があります。

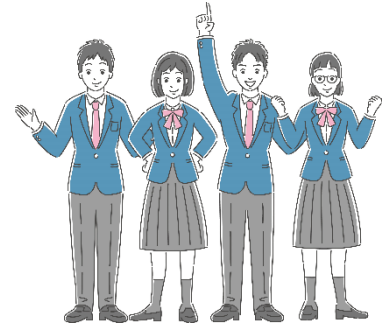
### □いじめの構造

いじめは「いじめを受けている子」と「いじめを行っている子」の二者関係のみで成り立っているわけではありません。はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、知っていても放置している「傍観者」を加え、四層構造で成り立っているという考え方があります。直接的にいじめ行為をしていなくても、見て見ぬふりをしているといじめに暗黙の了解を与えてしまっているということです。いじめを防止するためには、いじめを行わないことはもちろんですが、いじめを許容しない集団をつくり、いじめに気付いたら仲裁したり、先生や保護者の方に相談したりすることが大切です。



## □生徒感想

- ・もしも誰かがいじめられていたら勇気を出していじめている人に注意をしたり、いじめられている人に「大丈夫？」と声をかけてあげたりしたいと思いました。だけどその前にいじめが起こらないような空気を作りたいと思いました。
- ・一人一人価値観が違うから、いじめが起きてしまうのは仕方ないかもしれないけれど、だからといって、いじめをしてもいい理由にはならない。紙をぐしゃぐしゃにして元に戻そうとしても、しわがたいて元に戻せないのと同じで、人の心も、謝っても全てが元に戻ることはできないから、何があってもいじめはしてはいけない。
- ・いじめはいけないことだと改めてよく分かりました。そして、いじめている人、いじめられている人、傍観者にはそれぞれ考えがあり、みんな少し弱い存在なんだとも思いました。私は弱い心の持ち主だけど、いじめられる人を一人でも助けたいと心から思いました。
- ・いじめる子にも弱さがあるのではないかと思い、けれど、やっぱりいじめはいけないことだと感じました。私は、実際にいじめられている現場をみると、傍観者になってしまう人が多いんじゃないかと思います。私もそうになってしまうと思いました。けれど、今日の勉強でいじめを止めない傍観者にも責任があり、いじめはみんなの責任なんだと学びました。だから、これからいじめを目撃したら、率先して止めに行ける人になりたいです。
- ・いじめを完全に無くすのは非常に難しいと思う。しかし、いじめに「備える」ことならいくらでも手を打てると思う。例えば、「学校いじめ対応チーム」がある。私が考えた備えは、「いじめを知らせる」ことだ。「いじめがありました」の一言で結果は変わると思う。私はいじめている側にも事情があると思う。いじめは、いじめている側、いじめられている側の気持ちをよく理解して分かち合うことが大切だ。



## □学校いじめ対応チーム

1年生の感想にもあるように、学校には「学校いじめ対応チーム」が組織されています。先生たちがいじめの情報を得た場合、学校いじめ対応チームで組織的に対応します。校長先生、教頭先生も含め、複数の先生で解決に向けた方法を話し合います。生徒・保護者の意見を尊重して対応しますので、安心して相談してください。

## ■校則改正について

先日配布された生徒会便り「自適」において、校則改正案の募集が行われました。校則はみなさんが安全で安心な学校生活を送り、よりよく成長するために設けられているものです。教室に掲示している「生活のきまり」を再度確認し、ぜひ意見を届けてください。生徒会からの提案を受けて、改正の検討を進めていきます。締め切りは9月29日(金)です。※YURISM タイトルデザインも29日締め切りです

## 【保護者の皆様へ】

前述の通り、いじめは法により定義づけられています。法による定義も社会的に認知が進んできたように感じますが、未だ社会通念上のいじめのイメージと法に基づくいじめとの間には、一定のギャップがあると言えます。学校は法の定義によりいじめを認知し、指導及び支援を行います。「いじめはどこにでも起こり得る」という認識のもと、いじめを生まない土壌づくりと、いじめ見逃しゼロに向けた取り組みを進めております。気になることがございましたら、担任等にご相談ください。

なお、学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載しておりますので、ご確認ください。